

# 労務 ROAD

## I 通勤手当の非課税限度額の改正について

燃料費や物価の上昇が続く中、通勤に伴う従業員の経済的負担は無視できない課題となっています。こうした状況を受け、令和7年11月20日より、通勤手当の非課税限度額が改正されました。今回は改正の概要と実務上押さえておきたいポイントを分かりやすく整理します。

### 1. 改正の概要

今回の改正は、自動車・バイク・自転車等の交通用具を使用して通勤する従業員に支給される通勤手当が対象です。

- 公共交通機関や有料道路を利用する場合の非課税限度額に変更はありません。
- 片道通勤距離に応じて定められている非課税限度額について、**主に「片道10km以上」の区分が引き上げ**られています。

### 2. 施行日と適用対象

- 施 行 日：令和7年11月20日
- 適用対象：令和7年4月1日以後に「支払われるべき」通勤手当

### 3. 改正後の非課税限度額

片道の通勤距離	1カ月当たりの非課税限度額	改正前
2km未満	全額課税	変更無し
2km以上10km未満	<b>4,200円</b>	変更無し
10km以上15km未満	<b>7,300円</b>	7,100円
15km以上25km未満	<b>13,500円</b>	12,900円
25km以上35km未満	<b>19,700円</b>	18,700円
35km以上45km未満	<b>25,900円</b>	24,400円
45km以上55km未満	<b>32,300円</b>	28,000円
55km以上	<b>38,700円</b>	31,600円

この改正後の限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用されます。例えば、3月分の通勤手当であっても、給与規程に従った支給日が4月1日以後であれば、改正後の限度額が適用されます。

### 4. 実務上の注意点

#### ① 年末調整での精算手続き

令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当で、改正前に既に支払われたものについて、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、令和7年の年末調整の際に精算することになります。

※12月中に年末調整を行っていない、1月以降に令和7年分の年末調整を行う事業所についても対象となります

#### ② 中途退職者などへの対応

年の中途中で退職した人など、年末調整計算の対象外となる従業員については、原則として確定申告によって税額の精算を行うことになります。

また、企業が中途退職者に対し、「給与所得の源泉徴収票」を交付済みの場合で、改正後の限度額適用によって新たに非課税となる金額があるときは、「支払金額」欄を訂正し、「摘要」欄に「再交付」と表示した源泉徴収票を作成して再度交付しなければなりません。

今回の非課税限度額の引上げは、特に片道10km以上のマイカー通勤者向けの改正です。令和7年4月1日から遡及適用されるため、課税通勤手当を支給している事業所は該当者の有無を確認しましょう。

VOL.989  
(2601-2)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集: 井村・池上・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

### 「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480まで！

昨年末からお弁当作りを始めました。頭の中ではSNSで見るような色鮮やかなおかずがぎっしり詰まっているお弁当がイメージできているのですが、実際に自分で詰めてみると想像通りにはいかず毎朝戦闘闘っています。明日はこれを作つてみよう、こんな感じで詰めてみよう、と少しづつイメージに近づいていくのが達成感があり意外にも毎日楽しんで作れているので、今年は毎日サボらずお弁当を作ることを目標に日々励みたいと思います！

(浜井)



### 1月労務スケジュール

- ・地域別最低賃金の改定（福島、徳島、熊本、大分）
- ・年末調整
- ・賞与支払届の提出（賞与支払日から5日以内）